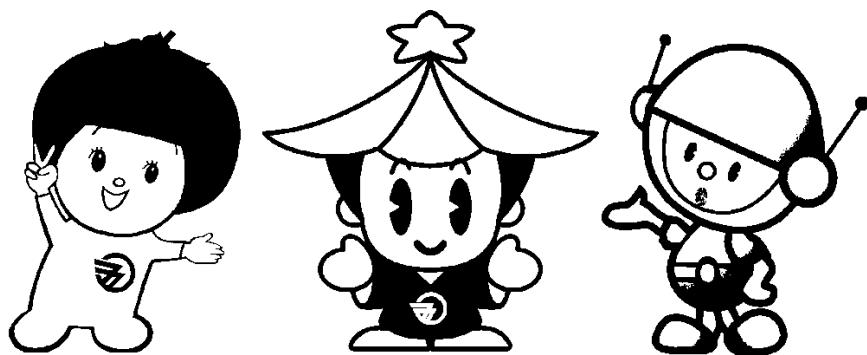


令和8年1月作成

障害福祉のしおり



【お問合せ】

五條市あんしん福祉部社会福祉課 障害福祉係

TEL 0747-22-4001 (内線 209・299・275)

もくじ

1 障害者手帳	1
2 補装具・日常生活用具	4
3 障害福祉サービス	9
4 税金の優遇制度等	13
5 公共料金の割引等	19
6 年金・手当	25
7 医療	27
8 コミュニケーション支援	32
9 その他	34
10 相談の窓口	41

※個人番号（マイナンバー）について

申請に際してマイナンバーのわかるものの持参をお願いする手続きがあります。

マイナンバーにより、課税状況や世帯状況を確認させていただきます。

マイナンバーの提示につきましては、拒否することができますので、その際は、世帯全員の課税状況確認のための同意書または（非）課税証明書の提出をお願いします。

I 障害者手帳

障害者手帳は、障がい者を支援するためのものです。手帳を取得すると、福祉サービスの必要性がはっきりし、より充実した支援が受けられるようになります。手帳は、障がいによって身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

(I) 身体障害者手帳

【窓口】社会福祉課

身体に障がいのある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。

認定されると、奈良県より手帳が交付されます。申請・受取の窓口は、社会福祉課です。

■対象となる障がい

視覚 聴覚 音声・言語・そしゃく機能 心臓 じん臓 呼吸 小腸
肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性） ぼうこう又は直腸 免疫機能 肝臓

■等級

障がいの部位と1級から6級までの等級、1種・2種が手帳に記載されます。

（障がいが重いほど小さい数字）

■諸手続

申請内容	ケース	必要なもの					
		診断書	顔写真	印鑑	手帳	マイナンバー	身分証明
新規交付	初めて手帳の交付申請をする	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
再交付（等級変更）	さらに障がいが重くなった	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
再交付（障害名追加）	新たな障がいが生じた	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
再交付（紛失）	手帳を紛失した	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
再交付（破損）	手帳を破損した	—	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
市内での住所変更	五條市内で住所を変更した	—	—	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
死亡	お亡くなりになった	—	—	—	<input type="radio"/>	—	—

※転入、転出、氏名変更等は社会福祉課にお問合せください。手続きができないとサービスに支障がでる場合があります。

【診断書】…指定医師が作成した身体障害者診断書

（※指定医師については、社会福祉課にご確認ください。）

診断書の用紙は、社会福祉課にあります。奈良県のホームページからダウンロードすることもできます。

【顔写真】…1枚（たて4cm×よこ3cm、無帽、1年以内の撮影ではっきり本人と確認できるもの）

■その他

身体障害者手帳に有効期限はありません。（児童等の場合で、有期認定された場合は手続きが必要になります。）

(2) 療育手帳

【窓口】社会福祉課

知的障がいのある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。認定されると奈良県より手帳が交付されます。申請・受取の窓口は、社会福祉課です。

■区分 A1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)・B2(軽度)

■新規申請（判定機関での判定が必要となります。）

18歳未満の方→奈良県高田こども家庭相談センターにご相談ください。（要予約）

18歳以上の方→社会福祉課にご相談ください。社会福祉課で聞き取り調査を行った後、

奈良県知的障害者更生相談所で判定を受けていただきます。

■諸手続

申請内容	ケース	必要なもの			
		マイナンバー	身分証明	顔写真	手帳
新規交付	初めて手帳の交付申請をする	○	○	○	—
再交付（障害程度変更）	区分が変わった(A→B、B→Aへの変更)	—	○	○	○
再交付（紛失）	手帳を紛失した	—	○	○	—
再交付（破損）	手帳を破損した	—	○	○	○
市内での住所変更	五條市内で住所を変更した	—	○	—	○
死亡	お亡くなりになった	—	—	—	○

※転入、転出、氏名変更等は社会福祉課にお問合せください。手続きができていないとサービスに支障がでる場合があります。

【顔写真】…1枚（たて4cm×よこ3cm、無帽、1年以内の撮影ではっきり本人と確認できるもの）

■（再）判定について

○療育手帳は数年に1度、判定を受け直す必要があります。交付された療育手帳に「次の判定年月」が記載されている方は、判定機関にて再判定を受けてください。（障がいの状況が大きく変化した場合は、「次の判定年月」を待たずに再判定を受けることができる場合があります。）

○「次の判定年月」が近づいたら、電話等で直接、判定機関に再判定の日時の予約を取ってください。予約が混み合うことがあるようですので早めに連絡してください。

○再判定を受けた結果、障がいの区分が変わった場合は、受けられる制度やサービスの内容が変わること可能性がありますので、社会福祉課にご相談ください。

なお、障がいの程度がB→A（A→B）に変わった場合は、手帳の再交付の申請をしてください。

■判定機関

〈18歳未満の方〉 奈良県高田こども家庭相談センター

[所在地] 〒635-0095 奈良県大和高田市大中17-6

[TEL] 0745-22-6079 [FAX] 0745-23-5527

〈18歳以上の方〉 奈良県知的障害者更生相談所

[所在地] 〒636-0393 奈良県磯城郡田原本町多722 奈良県総合リハビリテーションセンター内

[TEL] 0744-32-0210 [FAX] 0744-32-0650

(3) 精神障害者保健福祉手帳

【窓口】社会福祉課

精神に障がいがある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。奈良県精神保健福祉センターで認定されると手帳が交付されます。申請・受取の窓口は社会福祉課です。

■等級 障がいの程度に応じて、1級から3級までの等級があります。(障がいが重いほど小さい数字)

■有効期限 手帳の有効期間は2年間です。手帳に有効期限が記載されます。

■更新手続 更新を希望する方は更新申請が必要になります。

有効期限が満了する日の3ヶ月前から更新申請ができます。

【新規申請・更新申請に必要なもの】

1. A・B・Cのいずれかの書類

A. 精神障害者保健福祉手帳用診断書による申請

「精神障害者保健福祉手帳用診断書」

※初診年月日から6ヶ月以上経過した日付の診断書で、作成日から3ヶ月以内のもの

※診断書の用紙は社会福祉課にあります。

※診断書は奈良県のホームページからダウンロードすることもできます。

B. 障害年金証書の写しによる申請

「障害年金証書の写し」「年金裁定通知書の写し」「直近の年金振込(支払)通知書の写し」

C. 特別障害者給付金受給資格者証の写しによる申請

「特別障害者給付金受給資格者証の写し」「特別障害者給付金支払い決定通知書の写し」

「直近の国庫金振込通知書(国庫金送金通知書)の写し」

2. 同意書 上記B・Cの書類で申請される場合必要です。用紙は社会福祉課にあります。

3. 顔写真 1枚(たて4cm×よこ3cm)

※無帽、無背景、1年以内の撮影ではっきり本人と確認できるもの

※更新の場合、既に手帳に写真が貼付されており、手帳の再交付が必要でない場合は不要です。

※特段の理由により写真の貼付を希望しない場合は不要です。

(写真がない場合受けられるサービスに差異が生じることがあります。)

4. 精神障害者保健福祉手帳 ※更新の場合のみ

5. 印鑑 (認印で可。申請書に本人が署名する場合は不要です。)

6. マイナンバー (個人番号・個人番号通知カード等)

7. 本人確認 (障害者手帳・運転免許証等)

■諸手続

申請内容	ケース	必要なもの				
		顔写真	印鑑	手帳	マイナンバー	身分証明
再交付(紛失)	手帳を紛失した	△	○	—	○	○
再交付(破損)	手帳を破損した	△	○	○	○	○
市内での住所変更	五條市内で住所を変更した	—	○	○	○	○
死亡	お亡くなりになった	—	○	○	—	—

※転入、転出、氏名変更等は社会福祉課にお問合せください。手続きができないとサービスに支障がでる場合があります。

2 補装具・日常生活用具

(1) 補装具の購入・修理補助

【窓口】社会福祉課

障がいのある部分の機能を補うもので長期間にわたり使用される用具（補装具）の購入と修理にかかる費用を支給します。

■対象となる障がいと品目

障がいの部位や等級など品目ごとに条件があります。詳細はお問合せください。

対 象	品 目
視 覚	・盲人安心杖・義眼・矯正眼鏡・遮光眼鏡
聴 覚	・補聴器
肢体不自由	・義肢〔義手・義足〕・装具〔下肢・靴型・上肢・体幹〕 ・歩行補助杖〔一本杖を除く〕・歩行器 ・車椅子（原則として下肢・体幹で1級～3級）・電動車椅子 ・座位保持装置・重度障害者用意志伝達装置 ▽以下は18歳未満のみ ・座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具

■申請に必要なもの

○身体障害者手帳 ○見積書 ○印鑑 ○マイナンバー

※医師の意見書や処方箋が必要になる場合があります。申請前にお問合せください。

■利用者負担

○購入、修理に係る費用の1割です。

○所得に応じて1ヶ月あたりの負担上限額が設定されます。

（障がいのある方及び配偶者の方が市町村民税非課税の場合、費用負担はありません。）

○品目ごとに基準額があり、購入する補装具の金額が基準額を超える場合、差額分は全額自己負担となります。

■注意事項

○必ず購入・修理前に申請手続きをしてください。

既に購入・修理されたものについては支給できません。

○補装具の品目ごとに耐用年数が決められており、原則として、再支給（購入）は耐用年数を過ぎた場合に限ります。

○介護保険制度の福祉用具に同じ品目があり、既製品で対応できるものについては、介護保険制度が優先されます（歩行補助杖・車椅子など）。

【窓口】介護福祉課

(2) 日常生活用具の購入補助

【窓口】社会福祉課

在宅の障がいのある方（児童を含む）を対象に、日常生活を容易にするための用具（日常生活用具）を給付します。ただし、ストーマ用品は入院・入所中の方でも給付されます。

■対象となる障がいと品目

障がいの部位や等級など品目ごとに条件があります。詳細はお問合せください。

対 象	品 目
肢 体 不 自 由	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、歩行補助杖（一本杖のみ）、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、紙おむつ（脳原性運動機能障害又は脳性麻痺による意思表示困難者、ストーマの変形等でストーマ装具を装着できないもの）等
視 覚	電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字器、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、視覚障害者用拡大読書器
聴 覚	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置
平 衡	T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽
じん臓	透析液加温器
呼 吸	ネブライザー（吸引器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車
音 声 ・ 言 語	携帯用会話補助装置、人工喉頭（喉頭摘出者に限る）
直腸・ぼうこう	ストーマ装具（蓄便袋・蓄尿袋など）、紙おむつ等、収尿器
身体障がい者全般	火災警報機、自動消火器
知的障がい	特殊マット・頭部保護帽、特殊便器、火災報知器、自動消火器、電磁調理器

■申請に必要なもの

○障害者手帳または療育手帳 ○見積書 ○印鑑 ○マイナンバー

※医師の意見書や処方箋が必要になる場合があります。申請前にお問合せください。

■利用者負担

○購入に係る費用の1割です。

○所得に応じて1ヶ月あたりの負担上限額が設定されます。

（障がいのある方及び配偶者の方が市町村民税非課税の場合、費用負担はありません。）

○品目ごとに基準額があり、購入する用具の金額が基準額を超える場合、差額分は全額自己負担となります。

■注意事項

- 必ず購入前に申請手続きをしてください。

既に購入されたものについては支給できません。

- 日常生活用具の種類に応じて耐用年数が決まっています。再支給は耐用年数を過ぎた場合に限ります。

- 修理に関する給付はありません。

- 介護保険制度の対象者で同じ品目がある場合は、介護保険制度が優先されます。

【窓口】介護福祉課

(3) 住宅改修

【窓口】社会福祉課

在宅の肢体不自由の方が現に居住する住宅の改修にかかる費用を給付します。

■対象となる障がいと改修内容

対象	改修内容
肢体不自由 〔下肢、体幹〕 1級～3級	<ul style="list-style-type: none">・手すりの取付け・段差の解消・滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更・引き戸等への扉の取替え・洋式便器等への便器の取替え・その他上記に付帯して必要となる住宅改修
肢体不自由〔上肢〕 1級・2級	<ul style="list-style-type: none">・特殊便器への取替え

■利用者負担

- 利用者の負担は、原則、改修にかかる費用の1割です。

- 所得に応じて1ヶ月あたりの負担上限額が設定されます。

(障がいのある方及び配偶者の方が市町村民税非課税の場合、費用負担はありません。)

- 改修額は20万円を限度とし、その額を超える場合、差額分は全額自己負担となります。

■申請に必要なもの

- 身体障害者手帳
- 見積書
- 工事図面
- 改修前の写真
- 印鑑
- マイナンバー

■その他

- 必ず改修前に申請手続きをしてください。

既に改修されたものについては給付できません。

- 給付は原則として生涯1回限りです。

- 介護保険制度の対象者は、介護保険制度の住宅改修が優先されます。

- (参考)バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減免→P.17

(4) 難聴児の補聴器購入助成

【窓口】社会福祉課

補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できる難聴児について、補聴器購入費用の一部を助成します。

■対象者

下記要件を全て満たす18歳未満の難聴児

- 五條市内に住所を有すること
- 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満のもの（ただし、一側性難聴や聴力レベルが30デシベル未満等のものであっても指定医師が補聴器の装用の必要を認めた場合はこの限りではありません。）
- 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると指定医師が判断するもの
- 身体障害者手帳の交付の対象とならないもの

■利用者負担

補聴器の費用から助成額（算定基礎となる額の3分の2（1,000円未満は切り捨て））を差し引いた額になります。

■申請に必要なもの

- 申請書
- 指定医師が作成した意見書
- 見積書
- 身体障害者手帳交付にかかる却下決定通知書（写し）

■注意事項

- 必ず購入前に申請手続きをしてください。
- 他の制度を利用できる場合は、他の制度の利用が優先されます。
- 耐用年数は5年です。

(5) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

【窓口】社会福祉課

五條市に住所を有する小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

■対象者

五條市に住所を有する小児慢性特定疾病児童医療受給者証の交付を受けた方

「児童福祉法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等による制度の対象とならない方

■利用者負担

所得に応じて、一部自己負担があります。

■申請に必要なもの

- 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- 見積書

■注意事項

- 必ず購入前に申請手続きをしてください。

- 耐用年数は用具毎に異なります。

別表

種目	対象者
便器	常時介護を要する者
特殊マット	寝たきり状態にある者
特殊便器	上肢機能に障がいのある者
特殊寝台	寝たきり状態にある者
歩行支援用具	下肢が不自由な者
入浴補助用具	入浴に介助を要する者
特殊尿器	自力で排尿できない者
体位変換器	寝たきり状態にある者
車椅子	下肢が不自由な者
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者
クールベスト	体温調節が著しく難しいもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者
ストーマ装具(蓄便袋)	人工肛門を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)
ストーマ装具(蓄尿袋)	人工膀胱を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者

3 障害福祉サービス

(1) 障害福祉サービス

【窓口】社会福祉課

介護・訓練サービスの制度です。障がいの程度や勘案すべき事項をふまえ支給決定が行われます。

《介護保険制度対象者》

障害福祉サービスに相当する介護保険制度のサービスがある場合は、基本的に、介護保険サービスを優先して受けることになります。介護保険サービスを利用可能な方で、介護保険の要介護認定を受けていない場合は、介護保険の要介護認定の申請をしてください。

■サービス内容

○訪問系サービス

名 称	内 容
居宅介護（ホームヘルプ） 【障がい者・障がい児】	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護 【障がい者】	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護 【障がい者・障がい児】	視覚の障がいにより屋外での移動が著しく困難な方にヘルパーが付き添い、移動、外出先での代筆、代読等の支援を行います。
行動援護 【障がい者・障がい児】	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するため必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援 【障がい者・障がい児】	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

○居住支援系サービス

名 称	内 容
自立生活援助 【障がい者】	施設やグループホーム等を退所して一人暮らしを希望する方に対し、定期的に訪問し、生活に課題はないか、体調、通院等について確認し必要な連絡調整を行います。また電話・メール等による対応も行います。
共同生活援助（グループホーム） 【障がい者】	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

○施設系サービス

名 称	内 容
施設入所支援 【障がい者】	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

○日中活動系サービス

名 称	内 容
生活介護 【障がい者】	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護 【障がい者】	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 【障がい児】	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所（ショートステイ） 【障がい者・障がい児】	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

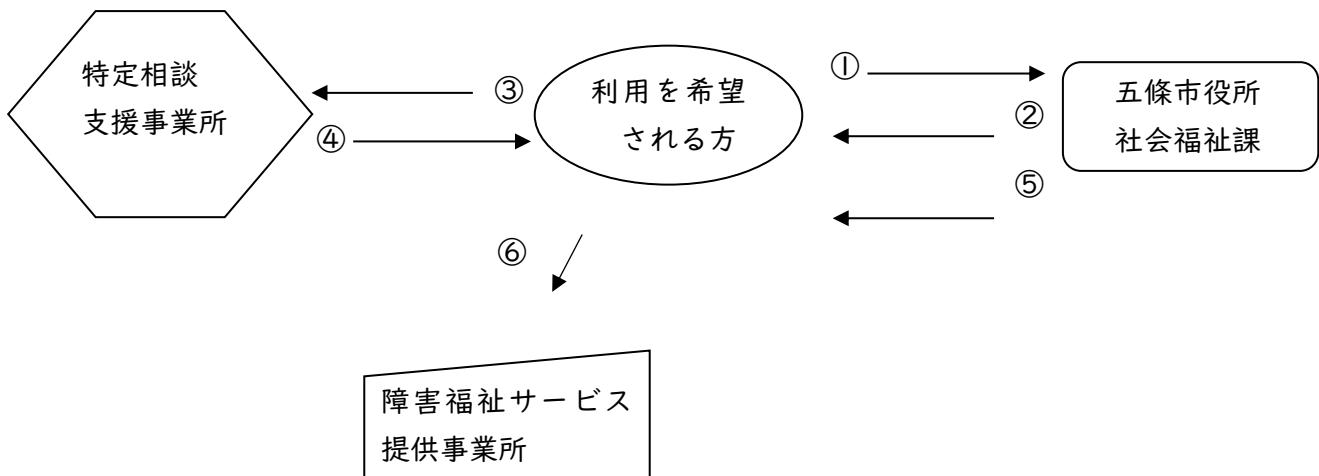
○訓練等就労系サービス

名 称	内 容
自立訓練〈機能訓練・生活訓練〉【障がい者】	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援 【障がい者】	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援〈A型・B型〉 【障がい者】	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援 【障がい者】	相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

■利用の手続きの流れ（概略）＊サービスの種類により手続きの流れは異なります。

また、年齢や利用するサービスによっては調査内容等が異なります。

- ① **申込み** 社会福祉課にご相談ください。
- ② **障害支援区分決定** 本人・保護者と面談し調査を行います。
- ③ **依頼と契約** 利用者は、利用する特定相談支援事業所を選択します。
- ④ **計画を作成** 利用するサービスについて相談します。
- ⑤ **受給者証を発行** ④で相談支援専門員が作成した計画を基に受給者証を発行します。
- ⑥ **サービスを利用** 障害福祉サービス提供事業所と契約します。



(2) 移動支援

【窓口】社会福祉課

屋外での移動が困難な方のためヘルパーが付き添います。

ただし、余暇活動のための移動（図書館に行くなど）に限ります。通院や通学、通勤には利用できません。

■対象

身体障がい者	視覚障がい	I 級・2 級
	I 級・2 級の交付を受けている四肢麻痺の方 ※四肢麻痺とは、両上肢及び両下肢の四肢全てが麻痺している状態です	
療育手帳	A1・A2・B1・B2	
精神障害者保健福祉手帳	I 級・2 級	

(3) 日中一時支援

【窓口】社会福祉課

日中に活動する場所を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を目的に、社会適応訓練や入浴サービス等を行います。

■対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

※介護保険制度の対象者は、日中一時支援の対象となりません。

(4) 地域活動支援センター事業

【窓口】社会福祉課

同じ悩みをもつ仲間同士や地域との交流など、楽しみを持って生活できるような活動を行っています。

また一人で悩まないように、自宅以外の時間を思い思いに過ごすための「くつろぎの場」を提供しています。

■対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者等

※介護保険制度の対象者は、地域活動支援センター事業の対象となりません。

★介護保険制度の介護サービス

【窓口】介護福祉課

障害福祉サービスとは別の制度です。

■対象

○65歳以上の方で、介護が必要であると認定された方（第1号被保険者）

○40歳から64歳の方で、特定疾病（*）により介護が必要であると認定された方（第2号被保険者）

(*)特定疾病

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込がない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 早老症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

4 税金の優遇制度等

(1) 所得税・住民税の控除

【窓口】葛城税務署／市 税務課

障がいのある方や、障がいのある方を扶養している方は、所得税、住民税の算定において、障害者控除を受けることができます。(控除を受けるためには申告が必要です。)

※確定申告の際に手続きができます。

※会社に勤務している方は、年末調整等の際に手続きができます。

※詳細は各税の担当窓口にお問合せください。

種類と要件	所得税控除額	住民税控除額
□障害者控除 本人、控除対象配偶者、扶養親族が 身体障害者手帳3級～6級 療育手帳 B1・B2 精神障害者保健福祉手帳2級・3級	27万円	26万円
□特別障害者控除(※同居している場合) 本人、控除対象配偶者、扶養親族が 身体障害者手帳1級・2級 療育手帳 A1・A2 精神障害者保健福祉手帳1級	40万円 (※75万円)	30万円 (※53万円)
□本人が障がい者で、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合、住民税が非課税。		

■お問合せ

[所得税] 葛城税務署 〒635-8503 奈良県大和高田市西町1-15

[TEL] 0745-22-2721

[住民税] 五條市役所 税務課 市民税係

[TEL] 0747-22-4001

(2) 相続税の控除

【窓口】葛城税務署

障がいのある方が、相続や遺贈により財産を取得した場合、相続税の控除を受けることができます。※詳細は、税務署にお問合せください。

■対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

■お問合せ

葛城税務署 〒635-8503 奈良県大和高田市西町1-15

[TEL] 0745-22-2721

(3) 自動車税種別割・軽自動車・自動車税環境性能割の減免 【窓口】各税の窓口

一定の障がいがあり、条件を満たす場合、申請することで自動車税種別割（奈良県税）・自動車税環境性能割（奈良県税）・軽自動車税種別割（五條市税）が減免（原則全額）されます。

減免の対象は、障がいのある方1人について1台（普通自動車・軽自動車等含む）です。

減免申請は、各税の窓口で行います。詳しくは各税窓口にお問合せください。

■対象となる障がいの区分

※総合等級ではなく、個々の等級で確認します。

障がい区分		障がい者本人が運転	生計同一者が運転
身体障害者手帳	視覚	I級～4級	I級～4級
	聴覚	2級・3級	2級・3級
	平衡機能	3級	3級
	音声機能	3級（喉頭摘出による場合のみ）	—
	上肢不自由	I級・2級	I級・2級
	下肢不自由	I級～6級	I級～3級
	体幹不自由	I級～3級・5級	I級～3級
	脳原性	I級・2級	I級・2級
		I級～6級	I級～3級
	心臓機能	I級・3級	I級・3級
	じん臓機能	I級・3級	I級・3級
	呼吸機能	I級・3級	I級・3級
	ぼうこう又は直腸機能	I級・3級	I級・3級
	小腸機能	I級・3級	I級・3級
	免疫機能	I級～3級	I級～3級
	肝臓機能	I級～3級	I級～3級
療育手帳		A1・A2	
精神障害者保健福祉手帳		I級 かつ 自立支援医療受給者証（精神通院）を受けていること	

■対象となる自動車

障がいのある方が所有する自家用自動車（営業用自動車は減免不可）で次のいずれかに該当するもの。

- 障がいのある方が自ら運転する自動車
- 障がいのある方と生計を一にする方（もしくは常時介護する方）が運転し、専ら障がいのある方のため（通院、通学、通所等）に継続的に使用される自動車。

※常時介護する方の運転による場合は、障がい者の方のみの世帯の場合に限ります。

■減免対象自動車の所有者（名義人）

障がいのある方本人が所有者（名義人）である必要があります。

※所有権留保（割賦販売／ローン）の車の場合、自動車検査証の使用者欄に障がい者本人の登録があれば可。

ただし、障がいのある方本人が次の場合、「障がいのある方と生計を一にする方」が名義人でも可。

○身体障害者手帳を交付された方で18歳未満の方

○療育手帳A1又はA2を交付された方

○精神障害者保健福祉手帳1級と自立支援医療受給者証（精神通院）を交付された方

普通自動車の名義変更窓口	軽自動車の名義変更窓口
近畿運輸局奈良運輸支局 〔奈良県大和郡山市額田部北町981-2〕 TEL 050-5540-2063	軽自動車検査協会奈良事務所 〔奈良県大和郡山市額田部北町980-3〕 TEL 050-3816-1845

■申請に必要なもの（減免の申請）

○身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）

※複数の手帳の交付を受けている場合は、すべての手帳

○運転免許証（運転者の運転免許証。写しの場合は表・裏）

※運転する方の免許証に手動アクセル・手動ブレーキ等の車の改造を必要とする条件がついているときは改造の確認がありますので、自動車を持ち込むか改造部分及び車台番号部分の写真を添付してください（軽自動車の場合、車の確認はありません）。

○印鑑

○自動車検査証（車検証）

※既に減免を受けている方で車を乗り換える場合は、前の車の登録識別情報通知書（抹消登録〔廃車〕の際に発行される）、または名義変更後の自動車検査証が必要

※原動機付自動車・小型特殊の場合は標識交付証明書、軽二輪車の場合は軽自動車届出済証

※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も必要。ただし、申請時に車検有効期間内のものに限る。

○生計同一証明書（障がい者本人が運転する場合は不要）→P.16

※生計同一証明書の有効期限は1ヶ月（県税事務所・県自動車税事務所の場合）

■申請の期間　　減免の基準日や対象となる期間については、各税窓口へお問合せください。

■お問合せ

	奈良県中南和県税事務所 〒634-8506 奈良県橿原市常盤町 605 番地の 5 (橿原総合庁舎内 旧耳成高校跡) [TEL] 0744-48-3007 [FAX] 0744-48-3130
自動車税	奈良県自動車税事務所 (自動車税第一課) 〒639-1184 奈良県大和郡山市満願寺町 60-1 (郡山総合庁舎) [TEL] 0743-51-0081 [FAX] 0743-54-3232
	他 県税事務所
自動車取得税	奈良県自動車税事務所 (自動車税第二課) 〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町 981-8 (奈良運輸支局構内・自動車会館内) [TEL] 0743-57-0300 [FAX] 0743-57-0166
軽自動車税	五條市役所 税務課 市民税係 [TEL] 0747-22-4001 [FAX] 0747-25-0629

(4) 自動車税等減免のための生計同一証明書について

【窓口】社会福祉課

PI 4(3)の軽自動車・自動車税環境性能割・種別割の減免申請に関して、障がいのある方の家族等が車を運転する場合は、各税窓口での申請書類の1つとして生計同一証明書が必要になります。(障がいのある方本人が運転される場合は不要です。)

条件を満たす場合は、社会福祉課に生計同一証明書の発行申請をしてください。

※県税事務所・県自動車税事務所では生計同一証明書の有効期限が1ヶ月とされていますので、
発行申請の時期にご留意ください。

■主な条件 (いずれにも該当)

○障がいのある方と運転者 (及び所有者) が住民票において、同一の住所であること。

※住民票が同一でない場合は、健康保険、所得税、住民税における扶養関係等により生計を一にしていること。

○自動車の使用目的が専ら障がいのある方の通院、通学、通所等のためであること。

■申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証 (精神通院)
- ②通院証明書・通学証明書・通所証明書 など

※上記証明書の有効期限は1ヶ月ですので、発行申請の時期にご留意ください。

(5) 事業税の控除

【窓口】県税事務所

視覚に重度の障がいのある方（失明または両眼の視力が0.06以下の者）が行うあんま、はり、きゅう、その他医業に類する事業について事業税が非課税になります。

※詳しくは県税事務所にお問合せください。

◇奈良県中南和県税事務所

〒634-8506 奈良県橿原市常盤町605番地の5（橿原総合庁舎内 旧耳成高校跡）

[TEL] 0744-48-3007 [FAX] 0744-48-3130

(6) バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額

【窓口】税務課

バリアフリー改修工事を行った住宅に対して、家屋に係る固定資産税の3分の1、工事完了の翌年度のみ減額される制度があります。

■対象（障害者手帳に関する場合）

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

■住宅の要件

○新築から10年以上経過した住宅であること

○賃貸住宅は対象外

■改修工事の要件

○平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、手すりの取付けなど定められたバリアフリー改修工事が行われていること

○改修工事に要した費用の額（補助金等を除く自己負担額）が1戸あたり50万円以上であること

○改修後の床面積が50平方メートル以上であること

○対象となる障がい者が居住していること

■申告期限

改修工事完了後3ヶ月以内

※申告には工事明細書や工事前後の写真等が必要になります。詳しくは税務課 固定資産税係にお問合せください。

(7) 認定こども園・保育所の保育料等の軽減

【窓口】子ども未来課

認定こども園・保育所の保育料や給食費の一部（副食費）が減免される場合があります。

■対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方が属する世帯

※保護者の市民税額により対象の有無が異なりますので詳細は子ども未来課にお問い合わせください。

(8) 預貯金利子等の非課税（マル優・特別マル優）【窓口】銀行等各金融機関

障がいのある方を対象に預貯金や国債の利子等が非課税になる制度です。銀行等金融機関にて申込手続きが必要です。

■対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

■対象となる貯蓄

預貯金等の元本の合計額が350万円までの利子

国債及び地方債の額面の合計額が350万円までの利子（上記預貯金等と別枠）

※詳細は、銀行等各金融機関（または税務署）にお問合せください。

(9) ゴルフ場利用税

【窓口】奈良県 税務課

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、ゴルフ場利用税が非課税となります。

（※18歳未満の方及び70歳以上の方は手帳の交付がなくても非課税となります。）

■対象 精神障害者保健福祉手帳の所持者

5 公共料金の割引等

(1) 鉄道運賃の割引

【窓口】JR・各私鉄

■対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

■内容 各鉄道事業者により内容が異なります。詳細は各事業者にお問い合わせください。

下記はJR・近鉄の概要です。

□第1種「介護付用」の手帳（身体障害者手帳・療育手帳）か精神障害者保健福祉手帳1級の場合

○手帳所持者が1人で乗車する場合、片道100kmを超える区間の普通乗車券が5割引

○手帳所持者が介護者とともに乗車する場合は、距離に関係なく、本人と介護者

（1人まで）の普通乗車券、回数券、急行券（特別急行券を除く）、定期券（大人のみ）が5割引

□第2種「単独用」の手帳（身体障害者手帳・療育手帳）か精神障害者保健福祉手帳2級・3級の場合

○片道100kmを超える区間の普通乗車券が5割引（本人分のみ）

○12歳未満の手帳所持者が介護者とともに定期券で乗車する場合、介護者（1人まで）の定期券のみ5割引

■利用方法

乗車券等を購入する際、窓口で手帳を提示してください。精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で手帳に「旅客鉄道株式会社等旅客運賃 第I種」あるいは「旅客鉄道株式会社等旅客運賃 第II種」の記載がない場合、JRの割引制度をご利用できません。市役所にてスタンプを押しますので、手帳を社会福祉課までお持ちください。

〔JR西日本〕（自動券売機利用の場合）

100kmまでの普通乗車券に限り、（割引乗車券の代用として）自動券売機で本人と介護者の2人分の小児乗車券を購入にて利用できます。必ず係員のいる改札を通り、手帳を提示してください。

〔近鉄〕（自動券売機利用の場合）

自動券売機で購入する際は、自動券売機の下部にある車いすマークのボタンを押し、係の方を呼んで手帳を提示してください。

※お持ちの手帳が精神障害者保健福祉手帳で以下に該当する場合はご利用できません。

- ・旅客運賃割引区分の記載がない手帳（JRの場合）
- ・有効期限が切れた手帳
- ・写真が添付されていない手帳（鉄道会社によって異なりますので直接、鉄道会社にお問い合わせください。）

(2) バス運賃の割引

【窓口】各バス会社

■対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真添付のもの）の所持者

■内容 各バス事業者により内容が異なります。詳細は各事業者にお問い合わせください。

下記は奈良交通(株)バスの概要です。

□第1種「介護付用」の手帳（身体障害者手帳・療育手帳）か精神障害者保健福祉手帳1級の場合

- ・普通旅客運賃（現金、回数券等）が5割引、定期券が3割引
- ・手帳所持者と共に乗車する介護者（1人まで）についても同様の割引あり

□第2種「単独用」の手帳（身体障害者手帳・療育手帳）か精神障害者保健福祉手帳2級・3級の場合

- ・普通旅客運賃（現金、回数券等）が5割引、定期券が3割引
- ・小学生以下の年齢の手帳所持者が定期券を使用する場合、と共に乗車する介護者（1人まで）についても割引あり

■利用方法 運賃を支払う際や回数券を購入する等の際に手帳を提示してください。市役所での手続きは不要です。

(3) 予約制乗合タクシー・コミュニティバスの利用料割引 【窓口】地域デジタル・公共交通推進室

■対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

■内容 運賃が無料になります。利用される方は、乗車の際に必ず手帳を提示してください。

※予約制乗合タクシー（ゴーちゃんタクシー）については、事前予約が必要です。コースによって連絡先が異なりますので詳細は地域デジタル・公共交通推進室にお問い合わせください。

野原タクシー(株) [TEL] 0747-23-2233

五條二見交通 [TEL] 0747-23-1212

(4) 航空運賃（国内線）の割引

【窓口】各航空会社

■対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

介護者についても割引があります。

※精神障害者保健福祉手帳所持者に対する割引については各航空会社により異なります。

■内容 国内線の航空運賃が割引される場合があります。

※割引制度は、各航空会社により異なります。詳細は各航空会社にお問い合わせください。

(5) タクシー運賃の割引

【窓口】各タクシー会社

■対象 身体障害者手帳、療育手帳の所持者

■内容 タクシー運賃が1割引になります。利用の際、障害者手帳を提示してください。

市役所での手続きは不要です。※事前に割引が受けることができる事業者か確認してください。

(6) 五條市福祉タクシー事業〔制度〕

【窓口】社会福祉課

タクシー利用料金を助成する五條市の制度です。運賃から基本料金（初乗料金）が割り引かれる『福祉タクシー利用券』（チケット）を交付します（1年度あたり48枚）。利用できるタクシー会社は五條市と契約した事業者に限られます。

■対象 ①及び②の要件を満たす方

- ①身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ②在宅生活をされている方

※障害者支援施設、介護老人福祉施設等に入所している方は対象となりません。

■申請に必要なもの ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

■利用方法

タクシー運賃を支払う際、五條市の福祉タクシー利用券を使って支払いをすることを伝え、障害者手帳等を提示し、タクシー利用券1枚と運賃から基本料金を引いた金額を渡してください。

(7) 有料道路料金の割引

【窓口】社会福祉課

有料道路料金が通常の半額に割り引かれます。

事前に社会福祉課で割引を受けるための自動車登録手続きを行う必要があります。

■対象

- | | |
|---|--------------------|
| <input type="checkbox"/> 障がいのある方本人が運転する場合 | ・身体障害者手帳の交付を受けている方 |
| <input type="checkbox"/> 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合 | ・第1種の身体障害者手帳の所持者 |
| | ・第1種の療育手帳の所持者 |

■対象となる車

○登録できる（軽）自動車は障がい者1人につき1台です。

※レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は対象外です。

■利用方法（割引登録後）

ETCの割引登録をしなかった場合→料金所にて係員に手帳を提示するなどして割引

ETCの割引登録をした場合 →割引登録したETCカード・車載器でETCレーンを通行すると自動的に割引

■申請に必要なもの【新規・更新・変更】

ETCを利用（登録）しない場合は下記の④、⑤は不要です。

書類名	新規	変更	更新
①身体障害者手帳または療育手帳	○	○	○
②自動車検査証（※ローンの場合は割賦契約書又はリース契約書が必要）注4	○	○	○
③運転免許証（障がい者本人が運転する場合）	○	×	×
④ETCカード（障がい者本人名義のもの。未成年で第1種の手帳の場合、親権者等の名義でも可）	○	○ 注1	× 注3
⑤ETC車載器管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）	○	○ 注2	× 注3

注1 カード名義、番号を変更する場合のみ必要です。

注2 車載器管理番号を変更する場合のみ必要です。

注3 変更・更新申請時に前回申請から変更がない場合のみ不要です。

注4 自動車検査証等の所有者欄に障がい者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等の個人名義が記載されているもの。また、割賦購入（ローン）等の場合は、自動車検査証等の使用者欄に本人などの個人名義が記載されているものは対象となります。

親族等か否かの判断が必要な場合は、住民票等の続柄が確認できる書類の提出が必要です。

■有効期限

割引制度には、有効期限があります。（申請日より2回目の誕生日まで。）更新手続きは、割引有効期限の2ヶ月前からできます。有効期限は下記のようなシールを手帳に貼り記載します。

第1種障害者の方	道路 介護	- -	年 月 日まで
----------	----------	-----	-------------------

第2種障害者の方	道路	- -	年 月 日まで
----------	----	-----	-------------------

(8) NHK放送受信料の減免

【窓口】社会福祉課

NHK放送受信料が全額または半額免除される場合があります。

■対象・条件

全額免除	世帯に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付された方がいて、世帯全員が市民税非課税となっている場合
半額免除	次のいずれかの方が、世帯主かつ受信契約者の場合 ○身体障害者手帳の視覚障害もしくは聴覚障害の方 ○身体障害者手帳1級または2級の方 ○療育手帳A1またはA2の方 ○精神障害者保健福祉手帳1級の方

※社会福祉事業施設に入所され、自らテレビを持ち込まれている場合も割引の対象となります。世帯分離されているなどの場合は、事前にNHKへお問合せのうえ、申請をお願いします。

■申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ②印鑑

※全額免除申請において世帯の中に最近五條市に転入した方がいる場合、非課税証明書が必要になる場合があります。

■お問合わせ

【減免申請手続きについて】社会福祉課

【NHK放送受信料に関するお問合わせ】NHKナビダイヤル [TEL] 0570-077-077

(9) 携帯電話料金の割引

【窓口】各携帯電話のお店

携帯電話の使用料等が割り引かれる場合があります。

※割引の内容は各事業者により異なります。

詳細はお持ちの携帯電話の販売店などで確認してください。

■対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

(10) NTT番号案内の無料取り扱い

【窓口】NTT

NTT番号(104番号)案内サービスを無料で受けることができます。NTTでの登録が必要です。

■対象 ○身体障害者手帳を交付された方で次の内容の方

視覚障がい 1級～6級

肢体不自由(上肢、体幹、脳原性) 1級・2級

○療育手帳を交付された方

○精神障害者保健福祉手帳を交付された方

■お問合せ NTT [TEL] 0120-104-174 (全国共通)

(11) 映画館の鑑賞料の割引

【窓口】各映画館

手帳所持者は鑑賞料の割引があります。映画館により割引率が異なりますので、詳細は各映画館へお問合せください。

■対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

■映画館《奈良県内》

○橿原市

・TOHOシネマズ橿原 [TEL] 0744-21-6050

奈良県橿原市曲川町7-20-1-301 イオンモール橿原アルルサウスモール 3F

○橿原市

・ユナイテッド・シネマ橿原 [TEL] 0570-000-206

奈良県橿原市十市町1222-1 ツインゲート橿原内

○大和郡山市

・シネマサンシャイン大和郡山 [TEL] 0743-58-5111

奈良県大和郡山市下三橋町741 イオンモール大和郡山 3F

6 年金・手当

※申請には障害者手帳とは別の診断書が必要になる場合が多く、手当の種類によって提出が必要となる書類は異なります。

詳しくは各窓口にお問合せください。

(1) 特別障害者手当

【窓口】社会福祉課

■対象 自宅で生活している方で、重度障がい（おおむね1・2級の障がい）が2つ以上ある方で、日常生活において常時特別介護が必要な20歳以上の方

※受けられない場合

- 本人や家族に一定以上の所得がある
- 本人が施設などに入所している
- 本人が病院に3ヶ月以上入院中である

(2) 障害児福祉手当

【窓口】社会福祉課

■対象 重度の障がいがあり、日常生活において常時特別介護が必要な児童（20歳未満の方）

※受けられない場合

- 対象児童やその家族に一定以上の所得がある
- 対象児童が施設などに入所している
- 当該障がいを支給理由とする年金を受給している

(3) 児童扶養手当

【窓口】児童福祉課

■対象（障がいに伴う場合） 下記の障がいを有する父（母）のいる児童を監護する母（父）

- ① おおむね身体障害者手帳1級及び2級の一部
- ② おおむね療育手帳A1・A2
- ③ その他①②と同程度の障がいと認められる者

※受けられない場合

- 請求者やその同居の親族に一定以上の所得がある
- 対象児童が施設などに入所している

(4) 特別児童扶養手当

【窓口】児童福祉課

■対象 下記の障がいのある 20 歳未満の児童を養育している方

- ① おおむね身体障害者手帳 1 級～ 3 級、 4 級の一部
- ② おおむね療育手帳 A 1 ・ A 2 及び B の一部
- ③ その他①②と同程度の障がいと認められる者

※受けられない場合

- 請求者やその同居の親族に一定以上の所得がある
- 対象児童が施設などに入所している
- 請求者が公的年金（老齢年金・障害基礎年金等）などを受給している

(5) 障害年金

【窓口】保険年金課 年金係／大和高田年金事務所

障害年金には、障害基礎年金と障害厚生年金があります。基本的に年金に関する相談窓口は大和高田年金事務所となります。障害基礎年金の手続きは市役所でも可能です。

《障害年金の相談》

障害年金を受けるには、本人またはご家族による年金の請求手続きが必要になります。手続きには「年金請求書」と「診断書」等が必要となります。病歴や障がいの部位、配偶者の有無によって必要書類が異なりますので、まずは、年金事務所へご相談ください。相談の際は、基礎年金番号が分かるものや障がいの状態に関する資料をご準備ください。

*持ち物（例）

- 年金手帳または基礎年金番号通知書（基礎年金番号がわかるものでも可）
- 委任状（本人以外が相談に行く場合） ○障害者手帳 ○診断書（あれば）等

○障害基礎年金

■対象

国民年金加入中（もしくは 60 歳以上 65 歳未満で日本に住んでいる間）に初診日のある病気やケガで、障害認定日（傷病状態が固定した日または、初診日から 1 年 6 ヶ月経過した日）に国民年金の障害等級（ 1 級・ 2 級）に該当する方。

障害者手帳の等級と年金の障害等級では判断基準が異なります。障害者手帳の交付を受けても年金の障がい程度に該当するとは限りません。他の年金との調整がある場合等もあります。障害年金については、大和高田年金事務所にご相談ください。

○障害厚生年金

詳細は大和高田年金事務所へお問合せください。

日本年金機構 大和高田年金事務所

〒635-8531 奈良県大和高田市幸町5-11

[TEL] (代表) 0745-22-3531 [FAX] 0745-22-8638

(6) 心身障害者扶養共済制度

【窓口】社会福祉課

加入された保護者が毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者が死亡した場合、障がいのある方に年金が支給されます。

■対象者 心身に障がいのある方（身体障害者手帳1級～3級または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者）の保護者で、65歳未満の方

(7) 五條市外国人重度障害者特別給付金

【窓口】社会福祉課

昭和57年1月1日現在、日本国内に居住地登録をし、同日前に重度心身障がい者（身体障害者手帳1級～3級又は療育手帳A1・A2）であり、20歳に達した外国人、または外国人であった方に給付金が支給されます。

7 医療

(1) 心身障害者医療費助成制度

【窓口】保険年金課 福祉医療係

重い障がいのある方を対象に、医療機関等にかかった際の医療費の一部が助成されます。

■対象（次のいずれにも該当する方）

- ①1歳以上75歳未満
- ②医療保険加入者（後期高齢者医療被保険者は除く）
- ③身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2（奈良県発行のもの）

■概要

医療保険の対象となる医療費の自己負担額から一部負担金（※）を差し引いた金額が約3ヶ月後、指定された銀行口座に振り込まれます。

※一部負担金 通院…| 医療機関につき 月 500円（調剤薬局は一部負担金なし）

入院…| 医療機関につき 月 1,000円（14日未満の場合は500円）

■申請に必要なもの

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 通帳など口座番号の分かるもの
- マイナンバー
- 加入している医療保険がわかるもの（マイナ保険証または資格確認書等）

(2) 重度心身障害老人等医療費助成制度 【窓口】保険年金課 福祉医療係

重い障がいのある後期高齢者医療被保険者を対象に、医療機関等にかかった際の医療費の一部が助成されます。

■対象 (次のいずれにも該当する方)

- ①後期高齢者医療制度の被保険者 ②身体障害者手帳 1・2級または療育手帳 A1・A2

■概要

医療保険の対象となる医療費の自己負担額から一部負担金(※)を差し引いた金額が約5ヶ月後、指定された銀行口座に振り込まれます。

※一部負担金 通院…| 医療機関につき 月 500 円 (調剤薬局は一部負担金なし)

入院…| 医療機関につき 月 1,000 円 (14日未満の場合は 500 円)

■申請に必要なもの

- 身体障害者手帳または療育手帳 ○通帳など口座番号の分かるもの ○マイナンバー
○加入している医療保険がわかるもの (マイナ保険証または資格確認書等)

(3) 精神障害者医療費助成制度

【窓口】社会福祉課

重い精神障がいのある方を対象に、医療機関等にかかった際の医療費の一部が助成されます。

■対象 精神障害者保健福祉手帳 1・2級

■概要

医療保険の対象となる医療費の自己負担額から一部負担金(※)を差し引いた金額が約3～5ヶ月後、指定された銀行口座に振り込まれます。

※一部負担金 通院…| 医療機関につき 月 500 円 (調剤薬局は一部負担金なし)

入院…| 医療機関につき 月 1,000 円 (14日未満の場合は 500 円)

■申請に必要なもの

- 精神障害者保健福祉手帳 ○印鑑 ○通帳など口座番号の分かるもの
○自立支援医療受給者証 (※認定を受けられている方のみ必要です。) ○マイナンバー
○加入している医療保険がわかるもの (マイナ保険証または資格確認書等)

(4) 後期高齢者医療制度への加入

【窓口】保険年金課 福祉医療係

65歳から74歳までの年齢の方で一定の障がいのある方は、後期高齢者医療制度に加入できます。

■対象（次のいずれにも該当）

①年齢 65歳～74歳（75歳以上の方は障がいに関係なく後期高齢者医療制度の対象となります。）

②

身体障害者手帳	I級～3級 音声機能障がい4級 言語機能障がい4級 下肢機能障がい4級の1号、3号、4号
療育手帳	A1・A2（奈良県発行のもの）
精神障害者保健福祉手帳	I・2級（奈良県発行のもの）
国民年金証書・厚生年金証書等	障害年金I・2級

■概要

保険料や医療機関の窓口で支払う自己負担の割合が所得に応じて決定されます。

※保険年金課福祉医療係にお問合せの上、現在ご加入の医療保険と比較してご検討ください。

■申請に必要なもの

○身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳

または障害年金に係る（国民年金証書・厚生年金証書） ○通帳など口座番号の分かるもの

○加入している医療保険がわかるもの（マイナ保険証または資格確認書等）

(5) 自立支援医療（更生医療）

【窓口】社会福祉課

身体障害者手帳を交付された18歳以上の方が、当該障がいに対し確実な治療効果が期待される医療を受ける場合に限り、医療費の自己負担額が一部公費で負担されます。

■対象となる医療例

人工透析療法、ペースメーカー植込術、人工関節置換術、冠動脈バイパス術、抗HIV療法、腎移植、腎移植後の抗免疫療法、肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法 他

（医療に対応する部位が身体障害者手帳で認定されている必要があります。）

■概要

認定されると対象医療に関する医療費の自己負担割合が原則1割になります。また、1ヶ月あたりの自己負担額に上限が設けられる場合があります。

※疾病や所得等の状況に応じて、受給の可否、自己負担上限額は異なります。

※制度を利用できるのは、指定を受けた医療機関に限られます。

■手続の概要

所定の意見書を指定医療機関の特定の医師に作成してもらう必要があります。

■申請に必要なもの

- 医師の意見書 ・特定疾病療養受療証（じん臓機能障害の方のみ） 印鑑 マイナンバー
- 加入している医療保険がわかるもの（マイナ保険証または資格確認書等） ※国民健康保険に加入されている方は世帯全員分が必要です

（6）自立支援医療（育成医療）

【窓口】社会福祉課

18歳未満で身体に障がい・疾病があり、手術等の外科的治療により確実な治療効果を期待できる場合について、医療費の自己負担を軽減する制度があります。概要はP29（5）の更生医療と同じです。

■手続の概要

所定の意見書を指定医療機関の特定の医師に作成してもらう必要があります。

■申請に必要なもの

- 医師の意見書 印鑑 マイナンバー
- 加入している医療保険がわかるもの（マイナ保険証または資格確認書等） ※国民健康保険に加入されている方は世帯全員分が必要です

（7）自立支援医療（精神通院医療）

【窓口】社会福祉課

精神疾患で通院による医療が継続的に必要な場合、医療費の自己負担額が一部公費で負担されます。

■概要

認定されると精神通院医療に関する医療費の自己負担割合が原則1割になります。

また、1ヶ月あたりの自己負担額に上限が設けられる場合があります。

※疾病や所得等の状況に応じて、受給の可否、自己負担上限額は異なります。

※指定を受けた医療機関のみ利用できます。

■手続の概要

所定の診断書を指定医療機関の医師に作成してもらう必要があります。

■申請に必要なもの

- 医師の診断書 印鑑 マイナンバー 身分証明書（運転免許証等）
- 加入している医療保険がわかるもの（マイナ保険証または資格確認書等） ※国民健康保険に加入されている方は世帯全員分が必要です

(8) 精神障害者医療費助成制度（精神通院）

【窓口】社会福祉課

自立支援医療（精神通院医療）を利用して医療機関等に支払った医療費の一部が助成されます。

自立支援医療（精神通院医療）を利用した上で、さらに医療費が助成される制度です。

■対象

自立支援医療（精神通院医療）の受給者

ただし、社会保険各法の被保険者〔本人〕は対象外です。

※社会保険各法の被扶養者〔家族〕が助成を受ける場合は所得制限があります。

■概要

自立支援医療（精神通院医療）を利用して医療機関や薬局等で支払った自己負担額から一部負担金（月500円）を差し引いた金額が、交付申請をした月の翌月末に、指定された銀行口座に振り込まれます。

■申請に必要なもの

○自立支援医療（精神）自己負担上限額管理票 ○印鑑 ○通帳など口座番号のわかるもの

○加入している医療保険がわかるもの（マイナ保険証または資格確認書等）

(9) 難病事業（特定疾患事業）

【窓口】吉野保健所

難病患者とそのご家族に対し、療養上の悩みや不安を解消するため、医療や生活面についての相談を行っています。

◇吉野保健所 〒638-0045 奈良県吉野郡下市町新住15-3

[TEL] 0747-52-0551（代表） [FAX] 0747-52-7259

(10) 奈良県心身障害者歯科衛生診療所

【窓口】奈良県 障害福祉課

一般の歯科診療所での受診が困難な障がい者（児）に対する歯科診療を行っています。場所は奈良県社会福祉総合センター内にあります（最寄り駅は近鉄畝傍御陵前駅です）。

■診療日

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
午前9:00～11:30	○	×	○	○	○	×	×	×
午後1:00～3:30	○	×	○	○	○	×	△	×

△日曜の診療は月2回あり。詳しくはお電話で問い合わせください。

■手続の概要

予約が必要です。お電話にて予約、または申込書をFAX等で奈良県心身障害者歯科衛生診療所に送ってください。

受付は、月曜・水曜・木曜・金曜（9時～17時）

申込書は奈良県のホームページからダウンロードできます。

◇奈良県心身障害者歯科衛生診療所

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター2F

[TEL] 0744-29-0115

[FAX] 0744-29-0116

8 コミュニケーション支援

（1）点字郵便物の無料扱い

【窓口】郵便局

点字の郵便物など郵便料が無料になる場合があります。詳細は郵便局へお問合せください。

（2）盲人用郵便物

【窓口】郵便局

点字のみを掲げたものを内容とする郵便物は、無料で送ることができます。詳細は郵便局へお問合せください。

（3）手話通訳者の派遣

【窓口】社会福祉課

手話による意思疎通が必要な方に手話通訳者を派遣します。費用は無料です。

■申込方法

社会福祉課へ申請してください。まず、FAX等でご連絡ください。 [FAX] 0747-24-2381

（4）メール110番・FAX110番【事件・事故】

【窓口】奈良県警察本部

電話を使えない方（聴覚に障がいのある方や言語に不自由がある方等）のため、警察に電子メールやFAXで緊急通報（110番）できる制度です（奈良県内の事件・事故に限られます）。

詳しくは奈良県警察本部にお問合せください。

◇「メール110番」…携帯電話やパソコン（インターネット）の電子メールで奈良県警に緊急通報できます。

メールアドレスは、「110@police.pref.nara.jp」

※緊急時に備えてメールアドレスを登録しておくことをお勧めします。

※文字メールを作成し、送信すると奈良県警察本部通信指令課に着信します。県警通信指令課から返信のメールが届きますので、ご確認ください。

◇ 「FAX110 番」…FAX を使って奈良県警に緊急通報できます。

奈良県警察本部 [FAX] 0742-27-1110

※緊急でない場合の県警への相談 FAX 番号もあります。 [FAX] 0742-24-0874

■ お問合せ

奈良県警察本部 通信指令課 〒630-8213 奈良県奈良市登大路町 80

[TEL] 0742-23-0110 [FAX] 0742-27-1110

(5) 声の広報

【窓口】五條市社会福祉協議会

視覚に障がいのある方に、広報「五條」を朗読したカセットテープを郵送しています。
録音ボランティアグループ「青い鳥」が実施している活動です。（利用料等は無料です。）

(6) 緊急通報システム NET119

【窓口】奈良県広域消防組合消防本部

電話で通報することが困難な聴覚や音声・言語機能に障がいをお持ちの方が、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用して119番通報できるシステムです。

利用には事前登録が必要です。

また、「w e b 1 1 9 . i n f o」からのメールを受信可能にしておいてください。

詳しくは下記問合せ先へご連絡ください。

■ 問合先 奈良県広域消防組合消防本部 警防部通信指令センター

(所在地) 奈良県橿原市慈明寺町149-3

[TEL] 0744-26-0115

[FAX] 0744-46-9175

(7) ヘルプマーク・ヘルプカードの配付

【窓口】社会福祉課

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からぬ方のほか、援助や配慮を必要としている全ての方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするためのマーク・カードです。

■ 対象

援助や配慮を必要としている全ての人

9 その他

(1) 駐車禁止除外指定車標章の交付

【窓口】五條警察署

障がいのある方が乗車している車に奈良県公安委員会が交付する標章を掲示しておくと駐車禁止規制等の適用が除外されます。

※標章を掲示していても駐車場所・方法によって駐車違反となる場合があります。警察署にて詳細をご確認のうえ、正しくご利用ください。

■対象

障がい区分	要件
視覚	I級～3級・4級の1
聴覚	2級・3級
平衡機能	3級
上肢機能	I級・2級の1・2級の2
下肢機能	I級～4級
体幹機能	I級～3級
脳原性上肢機能	I級・2級（上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
脳原性移動機能	I級～4級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸／機能	I級・3級
免疫機能	I級～3級
肝臓機能	I級～3級
療育手帳	A1・A2
精神障害者保健福祉手帳	I級

※肢体不自由の欄の上肢機能障がい「I級、2級の1又は2級の2」に該当する方とは、両上肢に著しい障がいがある方です。

■手続に必要なもの

①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか ②印鑑 ③免許証

※免許証は、本人または本人のために運転する人のものに限ります。(コピー不可)

※代理申請の場合は申請者（手続きに行く方）の身分証などが必要になることがあります。

事前に警察署に問い合わせてください。 ※土日祝日は受付していません。

■お問合せ 五條警察署 [TEL] 0747-23-0110

(2) 奈良県おもいやり駐車場制度

【窓口】奈良県 地域福祉課

この制度は、誰もが安心して移動できる地域社会を実現するため、車いす使用者や高齢者など移動に配慮が必要な方のための駐車場を整備するとともに、これらの方に利用証を奈良県が交付し、該当駐車区画を利用できるようにするものです。駐車区画には、車いすの方に優先して利用いただける「車いす優先駐車区画」と車いすを使用していない配慮が必要な方に利用していただける「ゆずりあい駐車区画」の2種類があり、利用証もそれぞれのものがあります。

■駐車区画設置施設

市町村役場、スーパーマーケット等（詳細は、奈良県地域福祉課のホームページに掲載しています。）

■利用証交付対象者 （※利用証の有効期間は5年間）

対象者区分		ゆずりあい駐車区画 利用証交付要件	車いす優先駐車区画 利用証交付要件
身体障害者	視覚	4級以上	—
	聴覚	3級以上	—
	平衡機能	5級以上	—
	上肢不自由	2級以上	—
	下肢不自由	6級以上	2級以上
	体幹不自由	5級以上	2級以上
	脳原性	2級以上	—
		6級以上	—
	心臓機能	4級以上	—
	じん臓機能	4級以上	—
	呼吸機能	4級以上	—
	ぼうこう・直腸機能	4級以上	—
	小腸機能	4級以上	—
	免疫機能	4級以上	—
	肝臓機能	4級以上	—
療育手帳		A1・A2・A	—
精神障害者保健福祉手帳		I級	—

■必要書類

- 奈良県おもいやり駐車場利用証交付申請書
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
(*氏名・生年月日・交付要件に該当する旨を確認できる記載部分のコピーを添付してください。)
- 代理人が申請する場合は、代理人の本人確認ができる書類の写し

■利用証の交付申請先

- 郵送による受付窓口 ※返信用切手180円を同封してください。
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30 奈良県福祉医療部地域福祉課
- 持参による受付窓口 県地域福祉課、中和福祉事務所、吉野福祉事務所

■問合先 奈良県 地域福祉課

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30 [TEL] 0742-27-8503



(障害者のための国際シンボルマーク)について

このマークは、障がいのある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークで、個人の車に表示することはマーク本来の主旨とは異なります。個人の車に表示しても、障がいのある方が車に乗っていることを周囲にお知らせする程度の表示になり、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。また、駐車禁止を免れる、または、障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりません。

詳しくは(財)日本障害者リハビリテーション協会 ホームページ等でご確認ください。

(3) 自動車運転免許取得に係る教習費の助成

【窓口】社会福祉課

自動車運転免許の取得に要した費用（教習料）の一部を助成します。

■対象（次のいずれにも該当する方）

- 五條市内に住所を有し、身体障害者手帳（障がい種別：肢体不自由、又は聴覚言語）を交付されている
 - 肢体不自由、又は聴覚言語障がいのため、運転免許証に条件が付されている
- ※免許取得後6ヶ月以内に申請した場合に限ります。

対象者区分	内容助成額
肢体不自由者	要した経費の2/3 ただし、限度額10万円
聴覚言語障がい者	要した経費の1/3 ただし、限度額 5万円

(4) 自動車改造費の助成

【窓口】社会福祉課

自動車の操行装置や駆動装置などを身体障がい者用に改造した経費を助成します。

助成額の限度額は10万円です。

■対象（次のいずれにも該当する方）

- 身体障害者手帳（上肢、下肢、体幹、いずれかの1級・2級）を交付されている
 - 自動車運転免許証を有している
 - 就労等のために自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある
- ※所得による支給制限があります。

(5) 成年後見制度

【窓口】社会福祉課

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が不十分で、財産管理や施設への入退所などの契約、遺産分割などの法律行為を行うことが困難な方のため、法的な手続きを経て選任された方が代わりに財産管理や契約などを行う制度です。法定後見制度は家庭裁判所に申し立てます（費用が必要となります）。

【障がいのある方】 五條市役所 社会福祉課

【65歳以上の方】 五條市地域包括支援センター

[TEL] 0747-25-2640 [FAX] 0747-25-2630

(6) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）【窓口】五條市社会福祉協議会

判断能力が十分でない方のため、福祉などのサービスに関することや、普段のお金の管理について安心して生活ができるように、お手伝いを行う制度です。

※制度の利用には利用料・交通費が必要となります。

※利用手続きなど詳しくは、五條市社会福祉協議会までお尋ねください。

■対象 知的障がい者・精神障がい者・高齢者等で判断能力が十分でない方

■お問合せ 五條市社会福祉協議会 奈良県五條市新町 3-3-2 市立福祉センター内

[TEL] 0747-24-4152 [FAX] 0747-24-4153

(7) 生活福祉資金の貸付

【窓口】五條市社会福祉協議会

経済的自立と生活意欲の助長促進、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営むことを目的とした資金の貸付・償還制度です。

※申請については、五條市社会福祉協議会までお尋ねください。（貸付には県社協での審査があります。）

■対象 障がいのある方・低所得世帯の方 など

■貸付種類 福祉用具や自動車の購入・住宅の補修や改築 他

■お問合せ 五條市社会福祉協議会 奈良県五條市新町 3-3-2 市立福祉センター内

[TEL] 0747-24-4152 [FAX] 0747-24-4153

(8) 保護費の加算

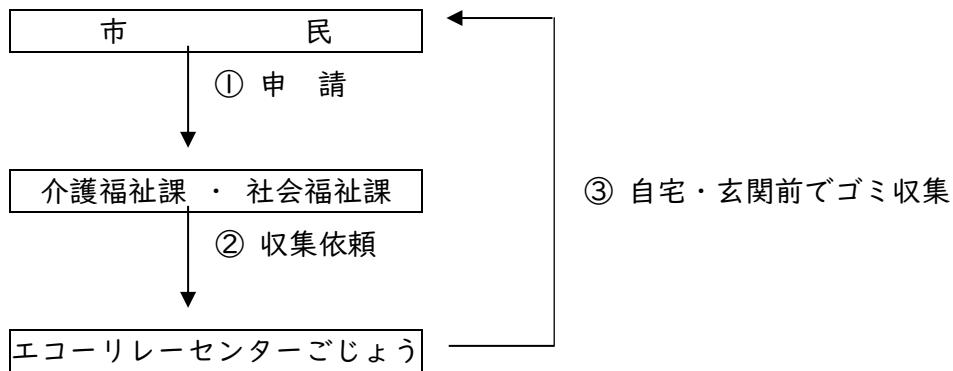
【窓口】社会福祉課 保護係

生活保護を受給している方で、一定以上の障がいがある方については、保護費が加算される場合があります。詳細は社会福祉課 保護係までお尋ねください。

(9) ふれあい収集

【窓口】社会福祉課・介護福祉課

五條市では、ゴミ出しが困難な高齢者や障がい者の方の生活支援の一つとして、自宅・玄関前までゴミの収集に伺う「ふれあい収集」を行っています。



■対象者 親族や近隣住民の協力を得られず、所定のゴミ置き場に持っていくことが困難で次の要件に該当する世帯

○高齢者 ○満65歳以上で、要介護1以上の認定を受けていること
○ホームヘルプサービスを受けていること

○障がい者 ○身体障がい者（難病患者を含む）、知的障がい者及び精神障がい者の各種福祉制度を受けていること
○ホームヘルプサービスを受けていること

■ゴミ収集の内容

○燃えるゴミ、金属・カン類、リサイクル類（ペットボトル等）、その他の燃えないゴミの収集を行います。
○玄関先までゴミの収集に伺います。ただし、室内に立ち入ることはできません。

(10) 緊急通報装置の貸与

【窓口】介護福祉課 長寿係

ひとり暮らしの高齢者等を対象に緊急通報装置を貸し出し、急病等の受信対応に加え、24時間365日対応の健康相談や安否確認の電話連絡（月1回）を行うサービスを取り入れ、見守り支援を行っています。

■対象者 65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、身体上疾患がある等、常時注意を要する方

■利用条件 緊急時に市に協力して対応できる協力員1名以上の方が必要です。

■利用料 有料（月額500円）※ただし住民税非課税世帯、生活保護の世帯は無料

(11) 入浴サービス

【窓口】社会福祉課

入浴サービスには、五條市障害者デイサービスでの入浴サービスと、訪問入浴があります。

■対象

65歳未満の方で在宅生活されている重度身体障がい者（1級・2級）の方
(寝たきりなどの理由で家族やヘルパーの介護では自宅での入浴が困難な方)

※介護保険制度の対象の方は介護保険のサービスを利用してください。詳しくは「介護福祉課」へお尋ねください。

①《五條市障害者デイサービスでの入浴サービス》

デイサービスで入浴の介助または清拭など入浴サービスを行っています。ご利用者の希望及び心身等の状況に応じ、機械浴槽を使用して入浴することができます。

■入浴にかかる光熱水費 1回 300円

■デイサービスの住所

五條市保健福祉センター カルム五條

〒637-0036 奈良県五條市野原西6丁目1-18 [TEL] 0747-25-2632

②《訪問入浴》

在宅で生活されている重度の身体障がいで、家族やヘルパーの介護を受けても自宅で入浴できない方のため、専門スタッフが訪問し、居宅で入浴サービスを行います。

■お問合せ ○五條市役所 社会福祉課

○五條市社会福祉協議会 奈良県五條市新町3-3-2 市立福祉センター内

[TEL] 0747-24-4152 [FAX] 0747-24-4153

(12) 選挙での郵便等による不在者投票

【窓口】選挙管理委員会事務局

身体に重度の障がいのある方や介護保険で要介護認定（要介護5）を受けている方、戦傷病者手帳（障がい区分：両下肢・体幹の障がいの特別項症～第2項症または心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がいの特別項症～第3項症）をお持ちの方が自宅で郵便等による不在者投票をすることができます。

■対象（障がいに伴う場合）

障がい区分	対象等級
両下肢、体幹、移動	1級・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
免疫、肝臓	1級・2級・3級

(13) 青い鳥郵便葉書の無料配布

【窓口】郵便局

例年、郵便事業株式会社が通常郵便葉書（1種類20枚）を無料で配布しています。

希望される場合は、最寄りの郵便局（簡易郵便局を除く）に障害者手帳等を提示して申し込んでください。

■対象 身体障害者手帳 1級・2級、療育手帳 A1・A2

■受付期間 每年4月～5月末までの2か月間 詳しくは郵便局へお尋ねください。

■お問合せ 五條郵便局 奈良県五條市須恵3-8-30 [TEL] 0747-22-3750

(14) 本の宅配サービス

【窓口】五條市立図書館

五條市に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている方で来館が困難な方に、五條市立図書館所蔵の本や雑誌をお届けします。

■対象者 身体障害者手帳（肢体不自由1～3級 または 内部障がい1～3級）所持者で本人が来館困難な方（手帳の提示が必要です）

■登録手続 図書館にお電話ください。図書館スタッフが説明及び手続きに伺います。

■貸出できる資料 五條市立図書館所蔵の図書・雑誌（最新号は除く）あわせて5冊まで
(貸出期間: 2週間)

■お問合せ 五條市立図書館 TEL0747-22-4133 9:00～17:00 (水曜休館)

(15) 五條市内の行政機関の主な制度

下記施設では、障害者手帳所持者と介護者1名は入館料無料です。

○五條文化博物館 奈良県五條市北山町930-2 [TEL] 0747-24-2011

○賀名生の里資料館 奈良県五條市西吉野町賀名生5 [TEL] 0747-32-9010

他にも奈良県内の行政機関の主な制度があります。詳しくは、奈良県障害福祉課のホームページ等をご覧ください。

10 相談の窓口

(1) 五條市役所 社会福祉課

障がい福祉に関する各種申請や相談の窓口です。

[所在] 〒637-8501 奈良県五條市岡口1丁目3番1号

[TEL] 0747-22-4001 [FAX] 0747-24-2381

(2) 社会福祉法人 三寿福祉会 ケアサポートセンター友愛

障がいのある方やその家族の方などの、生活や福祉についての相談窓口です。市が相談業務を委託した事業所です。

[所在] 〒637-0014 奈良県五條市住川町1163-2

[TEL] 0747-26-1808 [FAX] 0747-25-3050

(3) 奈良県身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所

身体・知的障がいのある方のための専門的相談・指導を行います。18歳以上の方の療育手帳の判定も行っています。

[所在] 〒636-0393

奈良県磯城郡田原本町多722 奈良県総合リハビリテーションセンター内

[TEL] 0744-32-0210 [FAX] 0744-32-0650

(4) 奈良県高次脳機能障害支援センター

外傷性脳損傷や脳血管障害などの後遺症で日常生活に支障をもたらす高次脳機能障害についての相談を行います。

[所在] 〒636-0393

奈良県磯城郡田原本町多722 奈良県総合リハビリテーションセンター内

[TEL] 0744-32-0210 [FAX] 0744-32-0650

(5) 吉野保健所

難病患者の公費負担、精神保健など保健福祉の相談を行います。

[所在] 〒638-0045 奈良県吉野郡下市町新住15-3

[TEL] 0747-52-0551 [FAX] 0747-52-7259

(6) 奈良県高田こども家庭相談センター

児童に関する相談窓口です。18歳未満の方の療育手帳の判定も行っています。

[所在] 〒635-0095 奈良県大和高田市大中17-6

[TEL] 0745-22-6079 [FAX] 0745-23-5527

(7) 奈良県発達障害者支援センター「でいあ～」

自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如多動症（ADHD）、限局性学習症（SLD）などについての相談を行っています。

〔所在〕 〒636-0393 奈良県磯城郡田原本町多722番地

奈良県総合リハビリテーションセンター内

〔TEL〕 0744-32-8760 〔FAX〕 0744-32-8761

(8) 奈良県重症心身障害児者支援センター

在宅の重症心身障害児者、医療的ケア児等とそのご家族が、身辺な地域で安心して暮らせるよう相談に応じます。

〔所在〕 〒636-0393 奈良県磯城郡田原本町多722番地

奈良県障害者総合支援センター内

〔TEL〕 080-7042-9539

(9) ハローワーク下市（下市公共職業安定所）

職業の紹介など職業に関する相談を行います。障がいのある方の職業に関する相談も行っています。

〔所在〕 〒638-0041 奈良県吉野郡下市町大字下市2772-1

〔TEL〕 0747-52-3867 〔FAX〕 0747-52-0406

(10) 奈良県障害者110番ホットラインほほえみ

障がいのある方やその家族を対象にいろいろな相談に応じています。

〔TEL・FAX〕 0744-29-0159

《電話・面談相談》 毎週 月曜～金曜 午前10時～午後4時

(11) 民生委員・児童委員

障がいのある方やその家族からの相談に応じ、関係機関との連携を行います。